



■ 主な内容

- 松野町定例議会 2～7
- 松野町健全化判断比率と資金不足比率報告 ... 8
- 平成21年度敬老式 9
- 秋の交通安全運動 10
- 小中学校で運動会 11
- 山城作業日誌 12
- 目黒山形模型現地修理説明会 13
- お知らせコーナー 14
- 人権の広場 15
- 情報通信サービス申込受付中 16
- 児童扶養手当 17
- インフルエンザについて 18
- 火災予防運動 19
- 年金コーナー 20

山形模型現地修理



平成21年第3回

松野町議会定例会

平成21年第3回松野町議会議定例会が、9月18日に招集され、18日・29日・10月5日に提出議案等が審議されました。主な内容は次のとおりです。

請願

- ◎松野町議会議員の重大発言についての請願書 不採択
- ◎光盛暁興議員の不適切な言動に対する善処についての請願書 不採択

報告

- ◎3月定例会における議員発言に対する審査結果の報告について
- ◎松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について(詳細は8ページ)

条例等

- ◎宇和島地区広域事務組合規約の一部変更について可決
- ◎松野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 可決
- ◎松野町人権の町づくり検証委員会条例の制定について 否決

決算認定

- ◎平成20年度一般会計歳入歳出決算ほか、特別会計7会計の決算認定について

補正予算

▼9月18日に提案し、所管委員会に付託され審査の結果、原案どおり認定されました。

◎平成21年度松野町一般会計補正予算(第3号) 修正可決

▼歳入歳出予算の総額に2億3千877万8千円を追加し、補正後の総額を32億9千593万2千円にしたものです。

(衛生費)

・弁護士委託料210万円

(農林水産費)

・農地有効利用支援整備事業(農道整備ほか)2千260万円

・緊急雇用創出事業委託料635万5千円

(土木費)

・道路維持費350万円
 ・道路新設改良費725万6千円
 ・登記測量委託料208万7千円

(教育費)

・延野々集会所建設費544万2千円

(災害復旧費)

・農地農業用施設災害復旧費808万8千円
 ・林業施設災害復旧費309万5千円
 ・道路橋梁災害復旧費437万6千円

◎平成21年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

▼歳入歳出予算の総額に123万3千円を追加し、補正

後の総額を6億23万3千円にしたものです。

◎平成21年度松野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)

▼歳入歳出予算の総額に21万円を追加し、補正後の総額を9千568万7千円にしたものです。

◎平成21年度松野町介護保険特別会計補正予算(第1号)

▼歳入歳出予算の総額に972万2千円を追加し、補正後の総額を5億3千372万2千円にしたものです。

推薦

◎松野町農業委員会委員の推薦について

▼阪本壽明氏(奥野川) 稲田溜氏(目黒) 太場隆俊氏(富岡)を推薦する

意見

◎経済危機対策の着実な実行を求める意見書

その他

◎工事請負契約の締結について



一般質問

太場 隆俊 議員

○鬼北町松野町合併協議会再開の意思について

○基本調整方針に基づいた交渉過程とどのような努力をされたのか。

○合併協議会休止住民説明会の意見の集約と反省について

○合併協議会再開の意思について

【町長答弁】

一点目の「基本調整方針に基づいた交渉過程とどのような努力をされたか。」について、去る5月14日、第14回合併協議会において示された人権業務に係る基本調整方針（案）は、両町の人権業務の取り扱いについての基本的な考え方、方針に相当の乖離があり、幹事会等においてもなかなか協議が整わない状況が踏まえ、たたき台として作成したものです。

この調整案をもとに、議会での協議をはじめ、両町長も含め幹事会において度重なる

協議を行いました。本町においては、同和問題は重大な行政課題であり、未だに差別事象が介在している現状を踏まえ、行政が主体となった人権同和施策の推進が重要であることから、鬼北町の人権施策の基本的な考え方との溝が埋まらないまま、鬼北町の枠組みありき、鬼北町の人権施策に合わせることが前提の基本方針であり、到底、合併を理由に一挙に合わせられる内容ではないと判断したものです。

二点目の「合併協議会休止住民説明会の意見の集約と反省について」

合併協議会休止の決定を受け、7月27日から8月5日にかけて町内10部落において住民説明会を開催し重複する方も含め、町民568人が出席しています。

住民説明会では、厳しい意見もありましたが、今回の休止をせざるを得ない理由を踏まえ、町民の人権意識が窺える意見がありました。

また、町の財政を不安視する声や、「行政、議会、町民が一体となり、松野町を再生する努力をしてほしい。」との要望もありました。

この意見を踏まえ、反省すべきは反省し、今後、人権行政はもとより町政運営に生かしていく考えです。

三点目の「合併協議会再開の意志について」合併協議項目の中で、唯一残っている人権業務の取り扱いについては、両町の人権施策の基本的な路線の違いは簡単に埋めることができず、町民とのコンセンサスを図り、足元を固めるためには時間も要する内容です。

来年3月の特例法の期限内での合併を前提とした協議再開は事実上、困難との判断をせざるを得ない状況です。人権同和問題をはじめとする今後の松野町の進むべき、より良い方向性を行政、議会、町民の皆様と一体となって見出さなければ前進はありえないものと考えます。松野町の努力で町内足元をまとめることが先決であり、町内の一致した方向性に向かって取り組むことができれば、今後、将来への可能性はつながっていくものと信じています。

村尾 重利 議員

○合併休止について

○何故休止を申し込んだのか。協議の時間が限られているのに、何故話し合いを続けなかったのか。

○合併協議会の再開をする予定があるのか

○町民は合併を待ち望んでいないが、町民にどう責任を取るのか。

【町長答弁】

「何故休止を申し込んだのか」について、「両町の人権業務の取り扱いについての基本的考え方、方針に相当の乖離があり、一致点が見いだせないこと。議会も含め、町内のコンセンサスが困難であり、協議の進展が見込めないこと。」からいたすに回を重ねても結論は出ず1月1日の合併は事実上困難と判断し、止む無く休止を申し込んだ次第です。

「その時間が限られているのに何故話し合いを続けなかったのか」について、全町民の問題として根本的に意識・考え方から変革、解決す

るために時間を要する人権問題は、両町の施策方針が根本的に違う問題であり、合併という理由や手段をもって一挙に合わせられる問題ではなく、また、話し合いや説得で解決できる問題でもありません。

すべての住民が差別の現実深く学び、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決へ明るい展望を持ちながら、自らの問題としてとらえ、取り組みなければならぬことはご理解のことと思います。基本的な人権尊重の理念に基づき真の人権課題解決へ取り組むべく、対応を進めているところです。

「合併協議会の再開をする予定があるのか」について、協議項目で唯一残っている「人権業務の取り扱い」は、事務事業の一つというより、町政の重点施策、課題として位置付けられるものであり、本町のこれまでの取り組みや現状を考えると、鬼北町の人権施策の方針に合わせるには、まだまだ時間を要すると判断しています。

この結論が出ない今、特例法期限内の合併を前提とした

協議の再開は非常に困難な状況であると考えます。

「町民にどう責任を取るのか」については、合併協議休止について住民説明会で状況を説明し、さまざまな意見をいただきました。中には厳しい意見もありましたが、今回の休止について私自身の判断は間違っていないと思っております。

鬼北町との合併については民意を尊重し、誠心誠意取り組んでまいりましたが、町政の責任者として人権問題を曖昧な形で丸投げし、「人権か、合併か」の判断を町民に押し付け、責任を回避することは当然できないことです。

今後とも町政の課題と町民のためのより良い町づくりの方向性について議会とともに協議検討し、町民に理解を求め、責任を全うしていく所存です。

布 久光 議員

◎選挙公約違反と責任

○平成20年11月16日松野町長選挙に際して、阪本町長は「鬼北町との合併に向けて最後の

仕上げに全力で取り組みます」と公約し当選しました。

しかるに、去る7月14日町長は合併協議会で協議休止を申し入れ、来年3月まで休止となりました。

しかしこれは、実質的な離脱です。何故ならば町長は「町民の意見をまとめるのに1、2年はかかる」と述べているからです。この結果、合併は絶望的であり、当分実現不可能となりました。町民は町長の公約を信じて合併できるものとして、あなたへ投票しました。選挙公約違反とその責任について伺います。

【町長答弁】

私は、選挙公約並びに所信表明において、合併問題は最重要課題と位置付け、住民投票で合併相手を鬼北町とする多数決の民意は尊重しなければならぬと申し上げました。

しかし、いくら編入合併と言えども、丸投げ合併、言いなりの合併では、将来に禍根を残すことになってはいけなしいとの強い思いもありました。

「変えよう松野、変わろう松野」をスローガンに町と議

会、住民の皆様との三位一体の融和を図りながら、鬼北町との合併推進に全力を尽くすことはもちろんのこと、積み残された懸案事項や問題、課題についても対応し、合併協議については、我慢するもの、

守るもの、松野の良さや特色、町民生活に必要な不可欠なものなど、誠心誠意を尽くして、あくまでも合併ありき、合併が目的なのではなく、松野町のため、町民の皆様のためにより良い合併、納得と安心の持てる合併をやり遂げ、そして、最後の仕上げに努めたいという基本姿勢で取り組んできました。

安心と希望の持てる新しいまちづくりの目標、目的に向かって、町内の融和を図り、悔いのない合併、町民の皆様のための合併を成し遂げるこそが、私を選び、負託していただいた町民の皆様への意であると思っております。そのような合併に対する基本的な考え方のもと、基本的人権尊重という理念に基づく人権問題、特に同和問題は、行政の責務、国民的課題として絶対に守らなければならぬ重要な課題であり、このこと

を解決せずして、合併には辿り着けないものです。

また、その他の諸々の問題も抱えながら、今の状態では松野町内のみならずは困難であり、鬼北町においても安心して受け入れてもらえる状況ではありません。これ以上の強引な合併は、許されないと判断したのです。

その責任は、当然に重いものですが、私も町の最高責任者として、町民の皆様を惑わすこと、将来への不安、不信を与えるようなことはあつてはならず、そのために今回の決断を踏まえて、人権同和行政の検証と対応をはじめ、行政の将来展望や安心と活力あるまちづくりの方向性を示しながら前進することが、私に課せられた責任のとり方であると信じています。

責任のとり方は、いろいろとあるとは思いますが、今は、何としてもブレずに、逃げずに、松野町をしっかり守るとともに、立て直し、前進させることが私の使命、責任であると肝に銘じています。

光盛 曉與 議員

◎阪本町政の今日までの経緯と今後の取り組みについて

○選挙公約及び所信表明の重要性

・就任以来、様々な場所での町長発言の不信点、辻つまが不台

○合併に対する町長の真意

・合併休止状態を放置しているが、今後の取り組み、対外への対応・処理

○町民説明会での民意の判断

・町民説明会の進行状況、問題点、町民の反応をどのように判断し合併の方向性を何を根拠に決定するのか。

○人権同和

・人権問題を今後どのように取り組み、全町に教育、啓発するのか。

【町長答弁】

○松野町の今後のビジョン

・公約、所信表明で松野町の将来の方針を打ち出しているが、質問者としては、そのイメージが不明、具体的に説明をしていた、だから、それは実現可能か。

○選挙公約及び所信表明の重要性として、就任以来、私の

発言に不信点や辻つまが合わないとのことですが、私としては、一貫した取り組み、対応を進めており、不信を与えたり矛盾したりする点はないと考えています。

重要性については十二分に認識しており、昨年11月、「変えよう松野、変わろう松野」をスローガンに掲げ、合併問題については、住民投票により、過半数の民意で「鬼北町」を合併相手に選んだ以上、その結果は民意として尊重し、合併協議会で、合併協議が進められている段階であつて、それを既定路線として合併推進に全力を尽くすとともに、積み残された懸案事項や、様々な諸問題についても対応し、合併協議については、合併ありきではなく、合併の是非を含めて合併に関するあらゆる事項を討議し、町のため、町民のためのより良い合併の実現に、全力を尽くすことを基本姿勢として終始一貫、取り組んできました。

を中心に7月下旬から8月上旬にかけて、住民説明会を開催し、休止の理由と内容等について説明、ご意見、ご理解を賜り、その結果を踏まえて、人権同和行政、教育、啓発に対する成果と反省、問題点など、検証するとともに、今後の取り組みの方向性を打ち出し、すべての住民が差別の現実深く学びながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決へ主体的に取り組むべき対応を進めている次第です。

また、この人権問題は、松野町のみに限られた問題ではなく、近隣市町はもとより、県及び国の施策方針等、対外的にも関係する重要な問題であり、関係機関、団体等との連携協調を図りながら、差別をしない、させない、許さないという強い意志と実践力を備えた、より実効性のある人権・同和教育、啓発を行い、人権感覚を浸透させていく所存です。

次は、住民説明会での民意の判断として、問題点、町民の皆様の反応をどのように判断し、合併の方向性について何を根拠に決定するかとのことですが、まず、住民説明会については、厳しい意見もありましたが、今回の休止をせざるを得ない理由を踏まえ、町民の人権意識が窺える意見がありました。また、町の財政を不安視する声や、「行政、議会、町民が一体となり、松野町を再生する努力をしてほしい。」との要望もありました。

この意見を踏まえ、反省すべきは反省し、人権行政をはじめ、今後の町政運営に生かしていく考えです。

また、合併の方向性について何を根拠に決定するかとのことですが、私としては、行政の責任者として、合併休止している人権問題を解決せずして、合併の方向性は決定できないと判断いたします。

この問題を置き去りにして、合併を進めたとしても、決して良い結果とはなりません。

松野町として、人権問題と合併問題も含めて、行政として、現状と将来の方向性を検証、検討し、まずは議会という民主主義の議論を行う最も基本の場において、様々な角度からの議論を深めていただき、より良いまちづくりの方向を打ち出し、その補足として、住民説明会等で直接町民の皆様の声を聞くなど、並行して行うことで、町内の融和一体性が図られ、誤りのない将来展望が開かれるものと考えます。

これまでの合併議論においては、本町にとって最重要課題であったにも関わらず、こういった深まった議論がなされなかった、できなかったことを反省しなければならぬと受け止めています。

次に、「人権問題を今後どのように取り組み、全町に教育、啓発するのか」について、先般の合併休止に伴う住民説明会では、最後まで残った人権業務の取り扱いについて、当町と鬼北町の考え方の違いをはじめ、幹事会や合併協議会での協議、議会全員協議会での協議等々、休止に至るこれまでの経過をつぶさに報告しましたが、説明会の中では、様々な意見を拝聴しました。

それらの意見・提言は、大きくいくつかに分類できると思いますが、その一つが、根本となる鬼北町と松野町の人権施策の違いに係わるものです。

また、同和問題を特別視・タブー視したり、陰にまわってこそこそ言うのではなく、ざつくばらんに話し合える雰囲気づくり・機会づくりが必要であるとの声も多く寄せられました。

更には、隣保館事業の内容や人権施策への補助金に係る説明も不十分で、今後一層の活動の充実と啓発が必要だと感じたところです。

今回、こうした意見はもとより、行政自らの反省も踏まえ、これまでの人権教育及び人権啓発の推進状況について検証し、町民が人権尊重の理念に対する理解をより深め、これを体得して、地域に人権文化を根付かせるため、「人権の町づくり検証委員会」を設置して、検証の結果を町及び議会に報告していただくこととしています。

また、住民説明会での意見等も参考にしながら、役員職員、議員をはじめ、区長や人権教育協議会・人権対策協議会両支部の役員、教職員、全町民に対して「人権の町づくり研修講座」を開くこととしています。年度の途中でもあり、今年度は例年実施してい

る「森の国人権の集い」を含めて、4回の講座を計画しています。

最後に、松野町の今後のビジョンについて、不明瞭であるとのこと指摘ですが、町の将来ビジョンについては、私の独断や行政主導で見出すものではないと考えています。

確かに、町政推進における行政としてのビジョンにつきましては、町の総合計画をはじめとする各種計画や単年度の指標については、「町政の基本方針と当初予算」において議会へも説明し理解いただいているとおります。

住民協働、住民主体のまちづくりが叫ばれる中、議会も町民も一緒になって、同じ方向、目標に向かっていけるものこそが、本当の意味での松野町の今後のビジョンであり、それには議会での深まった議論が不可欠であることは、再三にわたって申し上げるまでもないことと思えます。

柳野 大和 議員

◎財政状況と今後の財政の見通しについて

○9月定例議会で合併の方向性を決定しなければ、来年3月31日の鬼北町との合併は期限切れとなり合併協議会は廃止となり、松野町は単独、生き残りという厳しい結果となる。小規模自治体では財政運営が厳しい中、政権交代で自治体の財源問題、主要施策の推進など、先行き不透明なことで不安を懸念するが、行政は常に危機管理が問われるものである。

現財政状況をみて、松野町の財政見通しはどのようになるか伺いたい。

【町長答弁】

依然として地方財政を取り巻く環境は、小規模自治体はもとより、全般にわたって大変厳しい状況です。

当町の財政状況も、特に平成16年度以降は、国の「三位一体の改革」等の影響を受け、主要財源である地方交付税等が大幅に減少し、一般会計の当初予算ベースでは、大幅な財源不足が生じるなど、非常

に厳しい予算編成を強いられ、第4次行政改革大綱」と「集中改革プラン」に基づく徹底した歳出削減により、予算規模を縮小することに対応せざるを得なく、財政運営は困難を極めています。このような状況ですが経済情勢は、金融資本が100年に一度と言われる危機に直面し、経済不況が深刻化したことにより、当町においても、平成20年度の後半からは、国の経済対策と歩調を合わせ、各種交付金を財源とした補正予算を追加するなど、一時的に経済不況に打ち勝つための行財政運営への転換を図り、予算規模を拡大したところであります。

しかしながら、先の衆議院議員選挙において、民主党に政権交代したことに伴い、この経済対策に係る補正予算の一部凍結が報道されており、先行きが不透明な部分があります。

詳細の把握はできていない状況ですが、今後はその動向を注視するとともに、凍結となった場合における方針と対策を早急に検討したいと考えています。

当町の財政見通しについては、平成21年度の決算見込みは、歳入では、国の経済対策により、各種交付金の増が見込まれ、対前年度比で1.2%増となり、また、歳出では、公債費が大幅に減少するとともに、一般財源で対応予定であった事業費の一部について、国からの交付金へ財源振替をすることができ、当町にとつては、非常に有り難い対策が講じられた年となっております。

このため、財政調整基金の取崩し額を当初予算計上の2千万円以下とすることを目標としており、今後の動向にもよりませんが、現時点においては、基金残高を増額させ、平成13年度以来、8年ぶりに実質単年度収支を黒字にしたいと考えています。

平成22年度の見通しは、国の概算要求では、地方交付税が出口ベースで0.4%増とされており、概ね平成21年度並みの額が確保される内容となっておりますが、この地方交付税等の増額は、民主党への政権交代前の概算値であり、概算要求基準の見直しも検討されているため、今後も適時的確

な情報収集に努めたいと考えています。

年度当初に策定した町の今後10年間における財政見通しを示した「中长期財政計画」では、平成22年度以降の見通しを、主要財源である地方交付税が過去3カ年程度の水準で交付され、集中改革プラン等に基づく改革を継続するとともに、普通建設事業費を経済対策に係る部分を除く、平成16年から平成19年度の水準とした場合における試算では、財政調整基金が乏しくなる年もあり、厳しい財政運営に変わりはありませんが、実質収支を黒字で維持することができると見えています。

今後は、この計画に沿って財政運営を行っていきたいと考えますが、将来的に予想される懸念事項として、大規模災害はもとより、広域事務組合の施設改修等に係る負担金の動向や現在進めている情報通信基盤整備事業のランニングコストなどが挙げられます。

このような懸念事項の動向によつては、現在の計画以上に厳しい財政状況となること



態に対応できるように、今後とも、町民の理解を得ながら、理事者と職員が一丸となって、行財政改革の取り組みを一層強化するとともに、常に危機感を持ち、限られた財源で最大の効果が得られるよう日々努めなければならないと考えています。

井上 六廣 議員

◎町政の推進について

○合併協議会の休止については、鬼北町の立場に立って、やむを得ず申し入れ、協議会委員の厳しい修正を経過し、鬼北町の委員は一人を除いて、松野町の委員は全員の賛成という、ほとんど全会一致に近い決定がなされました。

その後、各部落をまわり、報告会において町民の理解を得られたと思うが如何か。

また、国政においては、政権が交代になり、今後の地方においては、益々衰退するのではないかとの不安が増大しているところですが、町政の推進については、どのようにお考えか伺いたい。

【町長答弁】

「住民説明会において、合併休止について町民の理解を得られたと思うが、如何に考えているか」について、「人権同和問題への取り組みは行政の責務であり、全町民の課題であること。現段階において鬼北町の基本方針に合わせることに困難であること。」から、止む無く休止に至ったことには一定の理解を得られたのではないかと判断しています。

加えて、特に同和問題に対する町民の意識については、本町においてもまだまだ差別意識の解消には至っていない状況や同和問題に対する認識の浸透が不十分であることも確認できました。教育委員会を中心に更なる人権・同和教育、啓発に努めていきたいと考えます。

「町政の推進について」は、民主党政権により、公共事業のペースダウンや、国の補正予算の組み替え・執行停止の影響が大変懸念される所です。加えて、平成22年度の国の予算においても、これまでの予算編成の慣行を根本的に改め、抜本的に見直すとき

れており、地方の財政にとつては、この動向に大きく左右される恐れもあります。今後とも情報収集を進めながら町村会等を通じて地方の窮状を新政権に対して訴えていくと同時に、町としても健全財政の堅持と行政改革の推進に努めたいと考えます。

なお、今後の町政推進にあたっては、町の将来ビジョンなど、議会や住民の皆様にし、ともに議論を深めながら、少子高齢化、過疎化などの地域課題に対して、私も先頭に立ち、積極的に取り組んでいきたいと考えています。
(町長答弁は抜粋して記載しています)



町民の皆様へ

本年7月14日の合併協議会休止以来、町民の皆様をはじめ、鬼北町、県当局並びに各方面には、ご迷惑、ご心配をお掛けし、その責任を痛感しております。

唯一、協議項目として残っている人権問題のあり方等の調整には基本的な施策の違いからまだまだ時間を要し、合併特例法の期限である平成22年3月31日までの合併は、事実上、困難となりました。

住民説明会の貴重な意見などを踏まえながら合併の方向性は堅持しつつ、人権のまちづくりの更なる推進はもとより、今後の松野町の進むべき道、行財政のあるべき姿を明確にしながら、町内融和への取り組み、更には、先送りされてきた懸案事項の対応など、議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、より良いまちづくりへ着実な前進を図りたいと考えます。

国をはじめとする各種機関における平成の大合併の検証

や、民主党新政権の地域主権、地方重視の具体的な政策などを注視しながら、松野町の誤りない進路へ向かわなければなりません。

町財政は、厳しい状況には変わりなく、あらゆる角度から見直し、更なる行財政改革を断行しながら、町民の皆様の視点に立ち、行政サービスの充実と簡素、効率化によるコストの縮減を図ってまいります。

少子高齢化が進む中、自然、歴史、文化、伝統を活かした特色ある産業起こしや、子育て支援、福祉、教育、環境施策が当面の町政課題であり、それらへの対応策の具現化と実践に向けて、英知を絞り結束する協働型のまちづくりに取り組む所存です。

町民の皆様におかれましては、「自助・共助・公助」の精神のもと、魅力と活力に満ちた松野町とともに築いていくために、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

松野町長 阪本 壽明

平成20年度決算に基づく松野町の健全化判断比率等を公表します

■概 要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の早期健全化に資することを目的としています。なお、計画策定義務等を含めた全体の法律の施行は、平成21年4月からとなっています。

公表するのは、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と(5)資金不足比率の5指標です。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準（イエローカード）以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準（レッドカード）以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

■健全化判断比率及び資金不足比率

本町の平成20年度決算に基づいて算定し、監査委員の審査を経て議会へ報告した健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおりいずれの比率も国の基準を下回り、現在のところ指標上の財政状況は健全であるといえます。

実質公債費比率は、前年度比で0.9%悪化しています。主な要因は、この比率が平成18年度から平成20年度までの3ヵ年平均値を使用することとされており、町の公債費（借金返済額）のピークが平成18年度で、平成19年度、平成20年度ともに減少傾向ではあるものの高水準で推移したことが影響しています。

将来負担比率は、前年度比で25.8%改善されています。主な要因は、近年の新規地方債発行（借金）の抑制策により、地方債残高が減少したことが影響しています。

いずれの指標も早期健全化基準内ではありますが、本町の財政が非常に厳しい状況にあることに変わりはなく、引き続き集中改革プラン等に基づく行財政改革を徹底し、財政の健全化に取り組みます。

○健全化判断比率

指 標 名	平成20年度A	平成19年度B	比較(A-B)	早期健全化基準	財政再生基準
※実質赤字比率	-（該当なし）	-（該当なし）	-	15.00%	20.00%
※連結実質赤字比率	-（該当なし）	-（該当なし）	-	20.00%	40.00%
実質公債費比率	18.3%	17.4%	0.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	127.4%	153.2%	△25.8%	350.0%	

※平成20年度決算は黒字であり、実質赤字額、連結実質赤字額がないため「-（該当なし）」で表示。

○資金不足比率

会 計 名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
※簡易水道特別会計	-（該当なし）	-（該当なし）	20.0%

※平成20年度決算は黒字であり、資金不足比額がないため「-（該当なし）」で表示。

【用語解説】

項 目	内 容
実 質 赤 字 比 率	福祉、教育、まちづくりなど、行政事務本体を扱う一般会計等（一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計）の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを表します。家計に例えれば、年収に占める年間赤字額の割合を示すものです。 黒字であれば「-（該当なし）」という公表になります。
連結実質赤字比率	一般会計等に加え、国民健康保険・診療所・簡易水道・老人保健・介護保険・後期高齢者医療保険特別会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを表します。 黒字であれば「-（該当なし）」という公表になります。
実 質 公 債 費 比 率	町の年間収入のうち、借入金（地方債）の返済及びこれに準ずる返済に充てている割合を示し、資金繰りの苦しさを表します。 これには、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち、借金返済に相当するものも含まれています。 家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示すものです。
将 来 負 担 比 率	一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、町の年間収入の何年分に相当するのかを示し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表します。 家計に例えると、借金残高が年収の何年分に相当するのかを示すものです。
資 金 不 足 比 率	公営企業会計（簡易水道特別会計）の資金の不足額の程度を示し、経営状態の悪化の度合いを表します。 資金不足額がなければ、「-（該当なし）」という公表になります。

らっまでもお元気で

平成21年度敬老式実施

9月15日(火)に満70歳以上で長寿の祝い歳に該当する方を お招きし敬老式が行われました。

敬老式は、高齢者の皆さんの 労苦をいたわり、長寿をお 祝いするとともに、これから も元気で過ごされることを願 い、毎年行われています。

今年祝い歳にあたる方は、
 百賀(数え百歳) 1名
 白寿(数え99歳) 2名
 卒寿(数え90歳) 21名
 米寿(数え88歳) 35名
 傘寿(数え80歳) 81名
 喜寿(数え77歳) 92名
 の合計232名でした。

この日は、オープニングと して町内保育園児のかわいら しい踊りが披露された後、阪 本寿明町長が「地域のために 長年ご尽力いただいた皆さん に心から感謝いたします。こ れからも元気にお過ごしくだ さい。」と挨拶し、今年10 0歳になられる宮部武男さん (豊岡)らに記念品を贈り長



記念品を受取る代表者



アトラクション
フレンドまつの・ディまつの

寿を祝いました。
 今年は、フレンドまつの・ デイまつのの利用者と職員の 皆さんが楽しい踊りの披露で 式に花を添えました。
 また、高齢者の皆さんは、 小学生の作文発表にじつと耳 をかたむけ顔をほころばせて いました。

参加者 募集

「森の国 ネイチャーガイドと歩く 滑床溪谷モニターツアー」

愛媛県宇和島市から北宇和郡松野町に広がる滑床溪谷は、日本の滝百選の「雪輪の滝」や一枚岩の上を清らかな水が洗う「千畳敷」など、たくさんの見どころでいっぱいです。また、源流の滝や川から出るマイナスイオンの量は四国の中でも有数のものと言われています。

松野町役場では滑床溪谷を訪れてくださる観光客の方に、溪谷をより楽しみ、より満喫していただくための『ネイチャーガイド』を養成中です。今回、「森の国 ネイチャーガイド」と一緒に、滑床溪谷を散策するモニターツアーを実施します。滑床溪谷の大自然をガイドと歩き、雑穀米と地元野菜を使ったヘルシーカレーで心も身体もリフレッシュしませんか？



- 開催日：11月11日(水)
- 時 間：8:50 万年橋 集合 (往復交通費は各自負担です)
 9:00～12:00 ネイチャーガイドと一緒に滑床溪谷の散策 (途中、森の中でのティータイムあり)
 12:00～13:00 森の国ホテルにて昼食
 13:00～14:00 意見交換会 (アンケート記入含む)
 14:30 解散

- 募集人数：16人
- 対 象：自然や環境に興味があり、3時間程度歩ける元気な方
- 参加費：無料 (ガイド料、保険料、昼食代等は事務局で負担させていただきます)

- 応募締切：11月4日(水)
- 当選者発表：11月5日(木)、当選者の方への連絡をもって発表とさせていただきます

【応募要項】

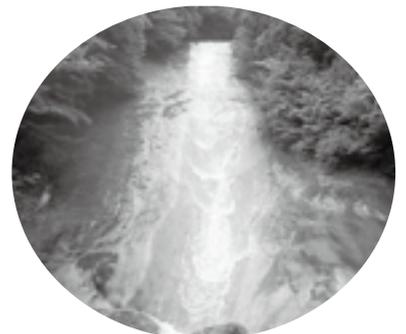
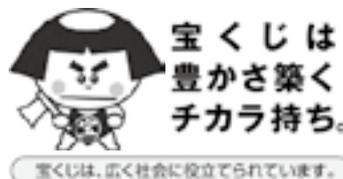
- ・電話またはFAXで、応募者の氏名、住所、年齢、電話番号、生年月日(保険加入のため)を記入の上、ご応募ください。
- ・モニター終了後、アンケートへの回答をお願いします。

【モニター特典】

- ・散策の後のヘルシーランチ(雑穀米と地元野菜を使ったヘルシーカレー)付き!!!

【お問合せ・応募先】

松野町役場産業振興課商工観光係 (担当：中平)
 〒798-2192 北宇和郡松野町大字松丸343
 ☎42-1116 / FAX: 42-1119



まちのわだい

第21回 予土交流球技大会2009



9月6日(日)、「県境を越え川とスポーツで交流を」の大会テーマのもと、松野町体育協会主催の第21回予土交流球技大会2009が開催されました。今年も、近隣の市町から約400名の選手が参加し、各種目で熱戦を繰り広げ交流を深めました。

実施された競技の結果は次のとおりです。

- 「一般レクバレーの部」
 - 優勝 B&G 宇和島市
 - 準優勝 ホップスター 鬼北町
 - 三位 ハニー 宇和島市
- 「女子レクバレーの部」
 - 優勝 ウイルソン 松野町
 - 準優勝 じゅらい 鬼北町
 - 三位 西土佐B.E.R 四万十市
- 「ゲートボールの部」
 - 優勝 にしこさ 四万十市

秋の交通安全運動

「Road Safety」の交通安全運動

秋の全国交通安全運動が9月21日から30日まで行われました。運動期間の24日(木)には、虹の森公園駐車場で出発式が行われました。鬼北交番や交通安全推進協議会から約30人が参加し、交通安全宣言を行い

- 「硬式テニス 男子ダブルスの部」
 - 優勝 中村クラブB 四万十市
 - 三位 富岡クラブ 松野町
- 「硬式テニス 男子ダブルスの部」
 - 優勝 佐竹・松浦ペア 松野体協
 - 準優勝 中村・岡崎ペア 宇和島市
 - 三位 清岡・山下ペア 宇和島市
- 「硬式テニス 女子ダブルスの部」
 - 優勝 清岡・潮田ペア 宇和島市
 - 準優勝 西村・草野ペア 松野体協
 - 三位 有田・高好ペア 三間体協
- 「卓球 男子シングルの部」
 - 優勝 二宮 考行 宇和島市
 - 準優勝 岡田 英二 宇和島市
 - 三位 東 勇一郎 宇和島市
- 「卓球 男子ダブルスの部」
 - 優勝 葉師寺・東ペア 宇和島市
 - 準優勝 岡田・二宮ペア 宇和島市
 - 三位 井上・東ペア 鬼北町
- 「卓球 女子シングルの部」
 - 優勝 井上 加代 宇和島市
 - 準優勝 山口 玲子 宇和島市
 - 三位 渡辺 陽子 松野町
- 「卓球 女子ダブルスの部」
 - 優勝 山口・岡田ペア 宇和島市
 - 準優勝 井上・新改ペア 宇和島市
 - 三位 岡本・芝ペア 松野町
- 「ゴルフの部」
 - 優勝 福岡三千雄 宇和島市
 - 準優勝 井上 靖 松野町
 - 三位 小西莊二郎 松野町

自動車パレードと人の輪作戦を実施しました。街宣活動しながら町内を一周し、事故防止の徹底を呼びかけました。

またこの出発式で、全日本交通安全協会から、交通功労者として交通安全賞「緑十字銅賞」が生谷健一氏(豊岡)に伝達されました。今回の受賞は、多年にわたる交通安全事故防止と交通秩序の確立に貢献された生谷さんの

元気にはつけよう!!

子ども相撲大会

9月6日(日)吉野栗島神社の秋祭りが行われ、恒例の東小学校校内相撲大会が実施されました。四股名は子ども達自身がつけたユニークなもので、呼び出しの度に会場からは笑いが聞こえ和やかな雰囲気でした。取組が進みました。土俵際で見守る家族や友達の応援を受け元気に相撲をとっていました。勝ち進んだ子ども達の爽やかな笑顔が印象的でした。



一年生の取組

実績が認められたものです。受賞おめでとうございます。松野町は、今年8月で、死亡事故ゼロ16年を達成しました。

今後とも事故のない明るいまちづくりにご協力ください。

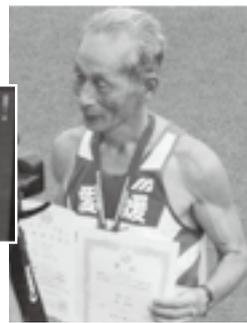


「緑十字銅賞」の生谷健一氏

森の国スポーツ情報

岡 武男 前町長

2009国際ゴールドマスタース京都大会と愛媛マスタースで大会新3冠達成!



岡武男前町長(80才)が9月5・6日に京都で行われた陸上の2009国際ゴールドマスタース大会で男子80歳クラス60m(9・62)・100m(15・63)大会新記録、200m(32・30)でアジア新記録、日本新記録、大会新記録の快挙を成し遂げました。

また、9月23日に愛媛県総合運動公園ニジニアスタジアムで行われた愛媛マスタース陸上でも3種目大会新記録で3冠に輝きました。おめでとうございます。

岡前町長は、毎年マスタース大会に出場されており、各年代別の記録保持者でもあります。毎日自宅近くの公園で練習をされ、日々記録への挑戦を続けておられます。これからもお元気で活躍ください。

ボート競技

谷口春香さん

全日本選手権・国体で活躍

谷口春香さん(松丸出身)がボート競技で活躍しています。宇和島東高校時代から全国大会で活躍してきた谷口さんは、現在東京都の明治安田生命の社会人チームに所属しています。

9月10日(土)13日まで戸田ボートコース(埼玉県)で行われた第87回全日本選手権大会で女子エイト優勝、女子舵



付クオドルプルで2位の成績、また9月27日(土)30日までの第64回新潟国体では女子舵付クオドルプルで2位に入賞しました。

おめでとうございます、今後の活躍に期待します。

小中学校運動会

秋空のもと、小中学校で運動会が実施されました。

西小学校 ・ ・ 9月20日(日)

大会テーマ

**よういどん ゴールめざして
がんばろう!**



150m走



心・技・体

南小学校 ・ ・ 9月27日(日)

大会テーマ

運動会 頑張る顔が 光ってる



綱とり物語



ゴーゴー—輪車

松野中学校 ・ ・ 9月13日(日)

大会テーマ

輝く演技 松中旋風 巻き起こせ



いざ 決戦
2009全男子



全女子
ダンス

東小学校 ・ ・ 9月20日(日)

大会テーマ

青空に 東の心 一つの輪



みんなで
ジャンプ



一年生も
頑張ってる

山城作業日記

河後森城からまんじは

—森の国山城の会による草刈作業を開催—

9月12日(土)、河後森城跡で森の国山城の会による草刈作業が開催されました。今回は風呂ヶ谷地区を中心に、駐車場周囲や登城道沿いの草刈りと今年3月に自生ツツジの移植を行った地点の下刈りも行いました。残暑が厳しい中行われた約2時間の作業でしたが、会員の皆さんにはとても熱心に取り組んでいただき、城内がこれまで以上に気持ちよく見学できるようになりました。

特に移植したツツジの周囲には、雑草が生い茂っていたため、一本一本鎌を使って半径50cm周囲を刈取りました。移植したのは全体で百数十本ですが、枯れていたものは二三本程度で、生育状況は順調な様子でした。

森の国山城の会では、今後もお城に自生ツツジを増やしていく活動を行っていく予定であり、将来的には春、山いっばいのツツジを咲かせることを目標にしています。緑に囲まれた自然の中で汗を流す、このような会の活動に参加したいと思われる方は、ぜひ事務局(教育委員会内 ☎42・1118)までご連絡ください。

チャリティバザーにご協力ください

婦人会では11月3日の産業祭でチャリティバザーコーナーを開きます。

皆さんの家庭で使わないものや、押入れの隅で眠っているギフト、小物、衣料品などがあれば、教育委員会婦人会事務局にお寄せください。

産業祭前日まで受付です。

皆さんのご協力をお願いします。

※売上金は、町内の福祉施設に寄付されます。



平成21年度

コミュニティ 助成事業

吉野部落では、自治宝くじの助成金であるコミュニティ助成事業で、秋祭り五ツ鹿踊りの用具一式を購入しました。

この助成は、(財)自治総合センターが、宝くじ受託事業収入を財源とし、コミュニティの健全な発展と、宝くじの普及広報事業を行うことを目的として推進しているものです。

当町の秋祭りで華々しく踊られる五ツ鹿の用具整備により、地域がさらに活発化され、地域文化の振興、継承、まちづくりの推進が図られ、活性化されること

が期待されます。



俳句ポスト投句作品優秀句一覧

(平成二十一年九月投句分)

優秀

《虹の森公園投句》

つくつくと鳴いて法師と鳴き継ぎぬ 八幡浜市 前田 卯一

佳作

《虹の森公園投句》

ふんぎりのつかぬ背中に百舌高音 八幡浜市 前田 卯一

大甕に映る秋雲掬ひけり 八幡浜市 二宮 節子

青柿の音なく落ちし不器男館 松山市 井手 博子

ふるさとの道どこまでも曼珠沙華 鬼北町 中尾 正

秋空や少しさみしい田んぼ道 宇和島市 兵頭 菜月

葛句会 九月例会 於 町民センター

恙なくひと日終へけり河鹿鳴く

伊藤 富子

落鮎や川面を焦がす夜川の火

岡本 京子

カンナ燃ゆ熱戦続くゲート場

金谷 重子

新涼や高原よりの土産受く

金谷 恵子

なおざりの段畑葛の花ざかり

金谷 文恵

蛸やジョギングの靴軽やかに

木下三千恵

秋の陽の浄土となりし入日かな

駒山 忠夫

塩舐めて炎昼に刈る蘆の原

谷 きよし

百年の屋敷をゆるする蝉しぐれ

布 久光

清流の匂ひそのまま鱧焼く

布 康江

鬼灯を鳴らしておりぬ峡は晴

ひのたいら

草刈鎌草で拭へば草香り

正木 玲子

朝顔の巧みに延びる草やぐら

松田 文子

賣地札立てし畑や秋暑し

森田 すみ

揚花火曾孫と見てる長寿かな

行定キヨノ

吉野句会 九月例会 於 吉野生公民館

あら「みっちー」まあ「春子ちゃん」敬老日

赤松 午子

三本の白コスモスの揺れどほし

浅野 雪子

山峡のいよいよ清し彼岸花

稲谷キミ子

綱引きの上げ鉢巻の天高し

上田みち子

背戸裏の栗拾ひきて栗の飯

岡本 三葉

天蓋を鳴らし秋風また秋風

菊澤 大和

銀杏が落ちる寂かに大師堂

竹内サダ子

めぐろやまがたもけい 目黒山形模型 現地修理報告

9月28日〜10月2日までの5日間、文化庁の調査官による指導のもと、目黒ふるさと館で初の目黒山形模型の現地修理を行いました。

この修理は、今年度から始まった「重要文化財目黒山形関係資料保存修理事業」の一環です。この事業は7年をかけて模型、絵図2点、文書208点の全資料を修理していくもので、すでに模型の下に敷く「敷絵図」については福岡県の九州国立博物館に運ばれています。

今回の模型の修理は、京都市に本部を置く「国宝修理装こう師連盟」九州支部の2名の技師の方に担当していただきました。「装こう師連盟」は文化財を専門に修理・修復

する技術者集団でこれまでも多くの国宝や重要文化財を修理した実績があります。

まず模型を全体から細部に至るまで時間をかけて丁寧に観察・記録し、補修箇所を確認して修理の方針を決定します。



目黒山形模型修復

次に、化粧筆や専用の掃除機で模型の埃やゴミを取り除

くドライクリーニングと、模型側面に貼られていた和紙が剥がれている箇所を小麦のでんぷん糊で丁寧に糊止めする作業が行われました。

また、模型に描かれた絵には、顔料が剥落している部分も多数あるため、そこに二カワを塗って劣化を防止する作業も行いました。



南小学校児童の見学

修理終盤の10月1日には松野南小学校の皆さんがふるさと館を訪れ、修理の様子を見学しました。

子ども達は実際のドライクリーニングを間近で見たり、現在九州国立博物館で行われ

ている敷絵図の修理作業についても映像による詳しい解説を受けました。

また、「修理は何年くらいかかるのですか?」「あの紙はどんな紙なのですか?」など、たくさん質問を行っていただきました。

その日の夜には一般の方を対象とした「現地修理成果説明会」を開催しました。文化庁の地主調査官から「文化財の取扱いと保存修理」という内容で修理の意義や必要性についてお話いただきました。

調査官によると、文化財修理は単に見た目を良く仕上げることが目的にしたものでは



成果説明会の様子

なく、資料を傷める原因を取り除き今の姿を後世に引き継いでいくために行うものだというです。

また、装こう師連盟の技師の方からは模型や敷絵図の具体的な修理内容などについて映像を交えて分かりやすく解説していただきました。大量に貼られた昔の補修紙をはがす為、酵素をかけて糊を分解する技法やもとの紙が無くなった部分に補修紙を充てる様子など貴重な映像をたくさん見ることができました。

今回の修理で目黒山形模型は300年分の汚れが取れて色彩がより鮮明となり、顔料の剥がれも食い止めることができました。修理を終えた模型の姿をぜひご覧ください。

今後は、裁判の結果を示した裁許絵図や古文書の修理にも着手していく予定です。これからも今回のような説明の機会を作り皆さんにその様子をお届けしたいと思いま

お知らせコーナー

「心配ごと相談」

◆と き 11月10日(火)
午前10時～正午

◆ところ 松野町 町民セン
ター 老人室

◆内容 ター 老人室
心配ごと・法律相談

◆相談員 民生児童委員
無料

「行政相談」

◆と き 11月10日(火)
午前10時～正午

◆ところ 松野町 町民セン
ター 婦人室

◆内容 ター 婦人室
行政に関する苦情
や要望

◆相談員 有馬節男 (行政相
談委員)
無料

「人権相談」

◆と き 11月10日(火)
午前10時～午後3時

◆ところ 松野町 町民セン
ター 老人室

◆内容 ター 老人室
人権問題など、心配
ごと全般

◆相談員 人権擁護委員
無料

平成21年度粗大ごみ
2回目収集開始

家庭で使わなくなった粗大
ごみの収集(第2回目)を実
施しています。

家電製品のうち、テレビ・
エアコン・洗濯機・冷蔵庫等
の家電4品目と、農機具類、
タイヤ、エンジンのついた物
は収集出来ません。

また、家庭用パソコンも収
集できなくなりました。
独居老人及び、70歳以上の
老人世帯で搬出の出来ない世
帯は事前に環境整備課まで申
込をしてください。

天候の都合で、収集日を変
更するときは無線放送でお知
らせします。

肺がんCR検査

11月5日(木)

目黒基幹集落センター
・午前10時～11時

吉野生交流促進センター
・午後1時30分～3時30分

11月6日(金)

松野町保健センター
・午前9時30分～11時

午後1時30分～3時30分

検察審査会を
ご存知ですか

検察審査会制度は、各市町村の
選挙人名簿をもとに、ひろく民間
人の中から、くじで選ばれた11人
の検察「審査員」が検察官の不起
訴処分をよしあしを審査すると
いう制度です。あなたも審査員に
選ばれることがあります。

犯罪の被害にあった人、犯罪を
告訴、告発した人で検察官がその
事件を起訴しないこと(裁判にか
けてくれない)に不服のある方
は、だれでも検察審査会に申し立
てをすることが出来ます。

審査の相談・申立てについて
費用は一切無料で秘密は固く守
られます。(ビデオ映画の貸出し
も行っていきます)

【問合せ先】
宇和島市鶴島町18番16号
宇和島検察審査会事務局
☎22・1133

『女性に対する暴力をなくす運動』

11月12日～25日

女性に対する暴力のひとつに「配偶者からの暴力」があります。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。一人で悩まないで、早めに相談してください。相談は無料で、秘密は厳守します。

また、身近に配偶者からの暴力に悩んでいる人がいる場合には、相談機関の連絡先を教えてください。(匿名相談可)

- 【相談機関】
県婦人相談所 ☎089-927-3490 (月～金)
県女性総合センター ☎089-926-1644 (火～日)
県警察本部 ☎0120-31-9110
松野町町民課 ☎0895-42-1113 (月～金)

宇和島税務署からのお知らせ

平成21年分年末調整事務説明会の開催について

平成21年分源泉所得税の改正・納付書等の記載要領・年末調整の仕方について、次の日程で説明会を開催します。
なお、年末調整関係諸用紙を封入した封筒を、事前に送付しますので、ご来場の際には必ずこの封筒をご持参ください。

平成21年分年末調整事務説明会日程

開催日	開催時間	開催会場	対象地域
21.11.20(金)	10:00～12:00	宇和島市役所 2階大会議室	宇和島市(個人) 宇和島市吉田町 宇和島市津島町
	14:00～16:00		宇和島市(法人)
21.11.24(火)	13:30～15:30	愛南町城辺社会福祉会館 3階中ホール	愛南町
21.11.26(木)	14:00～16:00	鬼北町近永公民館 2階 講堂	宇和島市三間町 鬼北町・松野町

※説明会には、対象地域にかかわらずご都合の良い日にご来場いただけます。

固定資産税(家屋)についてのお知らせ

家屋を新築・増改築した場合は、固定資産税の算定の基となる評価額を算出するために、家屋調査が必要となりますので、町民課まで連絡してください。

家屋を取り壊した場合は、登記されている家屋については、所管の法務局で滅失の登記をしてください。登記されていない家屋については、建物滅失届を町民課に提出してください。また登記されている家屋でも、滅失登記が遅れるときは町民課に建物滅失届を提出してください。

対象家屋：住居・店舗・車庫・物置等の基礎・外壁・屋根を有しているもの
対象期間：平成21年1月1日～平成22年1月1日
【問合せ先】 松野町役場 町民課
☎42-1111 内線(250・251・252)

全国一斉

「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ

夫・パートナーからの暴力（DV）、職場等でのセクシャルハラスメント、ストーカー行為など、女性の人権問題全般について人権擁護委員、法務局職員が無料・秘密厳守で相談に応じます。

全国统一電話番号

0570-070-810

[平日] 午前8時30分～午後7時まで

[土日] 午前10時～午後5時まで

詳しくは松山地方法務局◆まで

(☎089-932-0888)

人権擁護委員の委嘱について

10月1日付けで、森の国ふれあいセンター館長の山崎修さんが、法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。

委嘱式は10月16日、松山地方法務局で行われました。

愛媛労働局からのお知らせ

11月2日(月)は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第2期分の納付期限です。

関係事業主の皆様へは、10月中旬頃に納付書をお届けしています、最寄の金融機関での納付をお願いします。

不明な点は、気軽にお問合せください。

愛媛労働局労働保険徴収室 (☎089-935-5202)

「一人でも雇ったら、入ろう。労働保険」

11月は、労働保険適用促進月間

社員、従業員、アルバイトなどを一人でも雇っている会社は、すぐに労働保険（労災・雇用）に加入を。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進月間」と定め、全国的に労働保険の加入促進に努めています。

労働保険についてのご相談・お問合せは

愛媛労働局労働保険徴収室

☎089(935)5202

または、最寄りの労働基準監督署・ハローワークにおたずねください。



百周年の標語

もう何年も前のことですが、新聞で興味深い記事を見つけました。

創立百周年を記念して、子どもたちから百周年を祝う標語を募集し、それを横断幕にして校舎の屋上に掲げようということになりました。全校児童に考えさせた結果、選ばれた標語は、「おじいさんが通い、お父さんが通い、ぼくが通って百周年」という標語でした。

この標語を作ったのは、高学年の男子児童です。いくつかの優秀作品の中から、全校児童とその学校の教師の投票により選ばれました。選ばれた理由としては、「百年という時の長さを、「おじいさん」「お父さん」「ぼく」という三世代を使って表していて、とても優れた標語である。」などがありました。

学校ではさっそくこの標語を横断幕にし、校舎の屋上に掲げました。すると、数日後、学校に抗議の電話がかかりました。「女性蔑視である。人の権利を教える学校という機関に掲げる標語としては、適切ではないのではないか。」という意見でした。確かに標語の中には、「女性を表す「おばあさん」「お母さん」「わたし」という言葉はありません。緊急の職員会議が開かれました。「すでに横断幕は掲げられており、これを外せば、この標語を作った児童が悲しむのではないか。」などの意見もあり、学校ではどう対処したらよいか頭を悩ませている。記事の内容はだいたいそのようなものでした。

もう何年も前のことですが、新聞で興味深い記事を見つけました。ある小学校で、創立百周年を記念して、子どもたちから百周年を祝う標語を募集し、それを横断幕にして校舎の屋上に掲げようということになりました。全校児童に考えさせた結果、選ばれた標語は、「おじいさんが通い、お父さんが通い、ぼくが通って百周年」という標語でした。

この標語を作ったのは、高学年の男子児童です。いくつかの優秀作品の中から、全校児童とその学校の教師の投票により選ばれました。選ばれた理由としては、「百年という時の長さを、「おじいさん」「お父さん」「ぼく」という三世代を使って表していて、とても優れた標語である。」などがありました。

学校ではさっそくこの標語を横断幕にし、校舎の屋上に掲げました。すると、数日後、学校に抗議の電話がかかりました。「女性蔑視である。人の権利を教える学校という機関に掲げる標語としては、適切ではないのではないか。」という意見でした。確かに標語の中には、「女性を表す「おばあさん」「お母さん」「わたし」という言葉はありません。緊急の職員会議が開かれました。「すでに横断幕は掲げられており、これを外せば、この標語を作った児童が悲しむのではないか。」などの意見もあり、学校ではどう対処したらよいか頭を悩ませている。記事の内容はだいたいそのようなものでした。

この記事を読んで、わたしは、自分の学級の子どもたちに投げかけてみようと思いましたが、当時わたしは四年生

松野東小学校人権・同和教育主任
高田 晃

情報通信サービスの申し込みを受け付け中です！

町では、ただいま「情報通信サービス」の申し込みを受け付けています。
 情報通信サービスは、テレビ、インターネット、行政放送などを提供する予定で、サービスを受けるためには、申し込み手続きをとっていただく必要があります。

今年度は、第2期工事対象地区として、以下の地区をサービス対象としています。

第2期工事対象地区（平成21年度） 富岡・上家地・目黒・吉野・蕨生・奥野川

特別申し込み期間中に申し込みされると、申込負担金を「0円」とさせていただきます。

（ただし、住民票に基づき、1世帯に1申し込みまでに限ります。）

第2期工事対象地区の特別申し込み期間は、 平成21年12月25日までです。

第2期工事対象地区の方で、特別申し込み期間を過ぎてからの申し込みは、加入負担金（73,500円）が必要となりますのでご注意ください。

情報通信サービスについて、詳しくはお配りしているパンフレット等をご覧ください。（右図）

第3期工事対象地区（松丸・延野々・豊岡後、豊岡前）の方の特別申し込み期間は改めてお知らせいたします。（平成22年度）



問合せ先
 松野町役場企画課
 (☎42-1112)

身に覚えのない商品が手元に！

● 送りつけ商法（ネガティブ・オプション）の手口と被害

注文もしていないのに、郵便などで商品を一方的に送りつけ、代金を請求する商法を送りつけ商法（ネガティブ・オプション）といいます。

商品を受け取った以上、代金を支払わなければならないと、勘違いして支払うことを狙ったもので、この場合、契約は成立していないと考えられるため代金を支払う必要はありません。

送りつけられる商品は、雑誌、健康食品やアダルト関連商品など様々です。中には福祉の寄付を装って商品を送りつけ代金を請求する業者もいます。

また、代金引換郵便などで届いた場合は、家族が事情をわからないままに代金を支払い、代金を取り戻すことが困難になるケースもあります。

● 被害にあわないために

☆ 身に覚えのない商品は、受け取らないようにしましょう。家族あてに届けられたものについても、注文の確認ができないものは受け取らないようにしましょう。

☆ 代金引換郵便などで商品が届いた場合は、支払い前に注文の有無を確認するなど十分注意しましょう。

● 商品が届いたら

☆ 商品が届いた日から14日間（商品の引き取りを業者に要請した場合は、その日から7日間）を経過すれば、その商品は自由に処分して構わないことになっています。ただし、保管期間中に商品を使用してしまうと購入の承諾とみなされるので注意しましょう。

☆ 中には送りつけ商法とは断定できないケースもあります。心配な時は、送り先の業者に確認しましょう。また、不安なことがありましたら、下記の相談窓口までご相談ください。

【消費生活に関する相談窓口】

松野町産業振興課消費者行政係 ☎0895-42-1116

愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700

《愛媛県消費生活センターからのお知らせ》

消費生活センターでは、多くの方に消費者問題にふれ合っていただき、被害防止につなげるため、「ふれあい消費生活相談フェア（仮称）」を開催します。楽しみながら学べるイベントとなっていますので、是非ご参加ください。

「ふれあい消費生活相談フェア（仮称）」日時：平成21年11月22日(日) 10:00～16:00

場所：エミフルMASAKI

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当のお知らせ

児童扶養手当

父と生計が同一でない児童が育成される家庭の生活と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

◎手当の対象となる児童

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父が死亡した児童
※ただし、遺族年金を受けている方は対象となりません
- ③父が重度の障害の状態にある児童
※ただし、児童が父の障害年金の加算対象となっている場合には対象となりません
- ④父の生死があきらかでない児童
- ⑤父が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童

◎手当額

- 〈1〉児童が1人の場合
 - ・全部支給
月額 41,720円
 - ・一部支給
月額 9,850円～41,710円



- 〈2〉児童が2人の場合
〈1〉に5,000円加算
- 〈3〉児童が3人以上の場合
児童が1人増すごとに3,000円加算
※一部支給の月額額は前年の所得に応じて決定されます。
※平成20年4月より受給者が母の場合、手当を受けてから5年以上経過した方または離婚や死別等から7年以上経つ方については、8歳未満の児童を監護している場合を除き、その2分の1が支給停止されることとなっていますが、次の①～⑤に該当する方は所定の手続きを行えば、引き続き同様の手当を受給することができます。(手続きが必要な時期には、役場から関係書類を送付します。)

- ①就業している
- ②求職活動等の自立を図るための活動をしている
- ③身体上または精神上の障害がある
- ④負傷または疾病等により就業することが困難である
- ⑤監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、介護するため就業することが困難である

◎所得制限

手当額を請求する人の前年（1月～6月までに請求する人については前々年）の所得と養育費が一定以上ある

ときは、全額または一部の支給が停止されます。

また、同居の扶養義務者（父・母など）の所得にも一定の制限があります。

◎支払期日

県より4月・8月・12月の3回に分けて、それぞれ前月分まで支払われます。

◎児童扶養手当受給者の方へ

婚姻または内縁関係が生じた場合や遺棄などの理由で家庭を離れていた子どもの父から連絡があったり、帰宅した場合などは手当を受ける資格がなくなります。資格がなくなってからも手当を受けていると、後で必ず返していただくこととなりますので、すぐに窓口までお届けください。

問合せ先／役場町民課 ☎42-1113

特別児童扶養手当

精神または身体に中度以上の障害を有する児童について、その児童を監護している父母または、養育者に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

◎手当の対象となる児童

一定以上の障害を有する20歳未満の児童。ただし、施設等に入所している児童は対象になりません。

◎手当額

- 対象児童一人につき
- | | |
|--------|---------|
| 障害認定一級 | 50,750円 |
| 障害認定二級 | 33,800円 |



◎手当の支給

手当の認定請求をした日の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

県から4月・8月・11月の3回に分けて、それぞれの月の前月分まで支払われます。

※認定された方については、年一回所得状況等の提出が義務づけられています。

問合せ先／役場町民課 ☎42-1113

障害児福祉手当

特別児童扶養手当一級程度の障害の方で、20歳までの方には障害児福祉手当が別途支給されます。

◎該当となる方

20歳までの方で重度の障害状態のため、日常生活において常時介護を必要とする方。(児童福祉法に規定する施設等入所者を除く)

◎手当額

- 月額 14,380円

※認定された方については、年一回、所得状況等の提出が義務づけられています。

問合せ先／保健センター内保健福祉課 ☎42-0708

インフルエンザドット

適切な予防と対応が流行を抑えます

インフルエンザには、数十年間隔で発生する「新型」と、毎年流行を繰り返す「季節性」の二つの種類があります。現在流行している新型のインフルエンザは、感染しても軽症で回復するケースが多く、重症化したり死亡する例はごく少数と報告されています。

一方で、季節性のインフルエンザも国内で多い年には約一千万人が感染すると言われていています。新型にしろ季節性にしろ、個人で出来る感染予防策は共通です。適切な予防と対応で、流行の拡大を抑えましょう。

新型も季節性も、感染者の咳やくしゃみ、つばなどの飛沫に含まれるウイルスを、鼻や口から吸い込むこと（飛沫感染）によって感染します。その他、ドアノブなどウイルスが付着したものをさわった手で口や目の粘膜に触れる事でも感染が広がります（接触感染）。これらを防ぐ為、かからない工夫とうつさない配慮をしましょう。

人込みを避けましょう

インフルエンザのもっとも有効な予防策は、人と人との接触を減らすこと。可能な限り、人込みに近づかないようにしましょう。

こまめな手洗いとうがい

手にはインフルエンザウイルスが付着している可能性が高く、その手で目や鼻、口を触ることで感染します。石鹸と流水による手洗いで、手に付着したウイルスを洗い流すことができます。

《こんなときに手洗いを》

- 帰宅時 ● トイレの後
- 食品を取り扱う時 ● 食事の前 ● 咳やくしゃみで口を押さえた後 ● 病人の看病の後など

《うがいの仕方》

- 1 口の中の汚れを取るよう
- に、ブクブクうがいをする。
- 2 のどの奥まで水が行き届くようにガラガラうがいを
- する。（3回以上）

咳エチケットを忘れずに！

感染者自身の心遣いが、流行の拡大を防ぎます。ぜひ、咳エチケットを実行してください。

■ 咳が出たら、他の人につかないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけましょう。

■ 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。

■ 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。



平成21年10月1日から、「出産育児一時金」の①支給額と②支払方法が変わりました。

①支給額が変わります

4万円引上げ、原則42万円となります。

※ 産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限ります。それ以外の場合は39万円となります。

②直接支払制度が実施されます

かかった出産費用に「出産育児一時金」を充てることできるよう、原則として医療保険者から「出産育児一時金」が病院などに直接支払われる仕組みに変わります。

今後は原則42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

☆ 手続きについては、加入の医療保険者の窓口、または出産される病院などで確認してください。
 ☆ 厚生労働省ホームページに出産育児一時金の見直しについての情報を掲載しています。

平成21年「秋季全国火災予防運動」

全国統一防火標語 『消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子』

実施期間 11月9日(月)から11月15日(日)までの7日間



※ 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

(住宅火災による死者の発生防止対策)
- 3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。

寝たばこをして眠り始め、手からポロリと布団に落ちると、長い時間くすぶった状態になり、その後発火する危険性があります。寝たばこは絶対しないようにしましょう。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

カーテンや障子などから離れたところで使用して、洗濯物は上方で干さないようにしましょう。

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

“ちょっと” だからと言って火を付けたまま用事をしない。離れるときは炎を小さくするだけではだめ、必ず火を消してからにしましょう。

4つの対策

●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

●寝具や衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

●火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

●お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

こんろのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう!



ストーブで洗濯物を乾かすのはやめましょう。



阪屋に煙い煙を溜めずいようにしましょう!



煙吸みれんぞ 住まいの火災



家族みんなが 防火立役り! 助けつくりを!



平成21年度中（10月以降）に入札を行う予定の工事

区分 (新規又は変更)	工事名	工事場所	工事期間	工事種別	工事概要	入札・ 契約方法	入札予定時期
新規	延野々集会所建設事業	延野々	120日	集会所	W1F、240㎡以内	指名 競争入札	11月中旬

平成21年9月30日までの入札結果の概要

入札日	工事名	工事場所	工事種別	工事概要	落札業者	金額(円)	着工 完成	所管課
6月24日	砂補第15号 富岡7-14 がけ崩れ防災対策工事	富岡	砂防 工事	L=18.0m	中山産業(株)	7,747,048	6月26日 10月31日	建設環境課
6月26日	育苗ハウス保温・遮光 カーテン張替工事	松野町大字 吉野165	設備	育苗ハウス5棟の保温・遮光カーテンを 機能性の高い新素材のものに改良する。	日之出産業(株)	5,082,000	7月6日 7月31日	産業振興課
7月30日	松野東小学校ワークコ ート改修事業	吉野	舗装	透水性舗装	宇和島道 装(株)	4,935,000	8月1日 8月22日	教育課
7月30日	松野西小学校ワークコ ート改修事業	松丸	舗装	透水性舗装	宇和島道 装(株)	8,925,000	8月1日 8月22日	教育課
8月5日	史跡河後森城跡環境整 備工事	松野町大字松 丸・富岡地内	史跡 整備	史跡河後森城跡の環境整備、 遺構整備工、運搬工等	中山産業(株)	11,629,800	9月4日 3月2日	教育課
8月7日	森の国ホテル設備改修工事	宇和島市 野川滑床	設備	森の国ホテルの給湯・配管設備を効率 がよく耐久性の高いものに更新する。	(株)明成	26,565,000	8月10日 12月18日	産業振興課
8月17日	町道延野々吉野支線舗装工事	吉野	舗装 工事	L=138.0m W=5.5(9.25)m	宇和島道 装(株)	4,620,000	8月18日 10月31日	建設環境課
9月17日	虹の森公園おさかな館ろ 過設備改修工事	松野町大字延 野々1510-1	設備	虹の森公園おさかな館のろ過器を効率 がよく処理能力が高いものに更新する。	(株)明成	8,190,000	9月18日 12月20日	産業振興課
9月28日	砂補第30号 延野々5-1 がけ崩れ防災対策工事	延野々	砂防 工事	L=22.0m	(有)山口建設	5,708,850	10.8予定 1月31日	建設環境課
9月28日	砂補第31号 奥野川1-20 がけ崩れ防災対策工事	奥野川	砂防 工事	L=9.0m	(有)宮崎建設	4,515,000	10.8予定 1月31日	建設環境課
9月28日	市国交道第20号 町道 富岡吉野線改良工事	吉野	道路改 良工事	L=642.5m W=4.0(5.0)m	(有)松野建設	38,850,000	10月6日 3月20日	建設環境課

